

# 生活困窮者自立支援法の施行状況

# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

◆自立相談支援事業  
(全国901福祉事務所設置自治体で1,345機関(H27年度))

### 〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

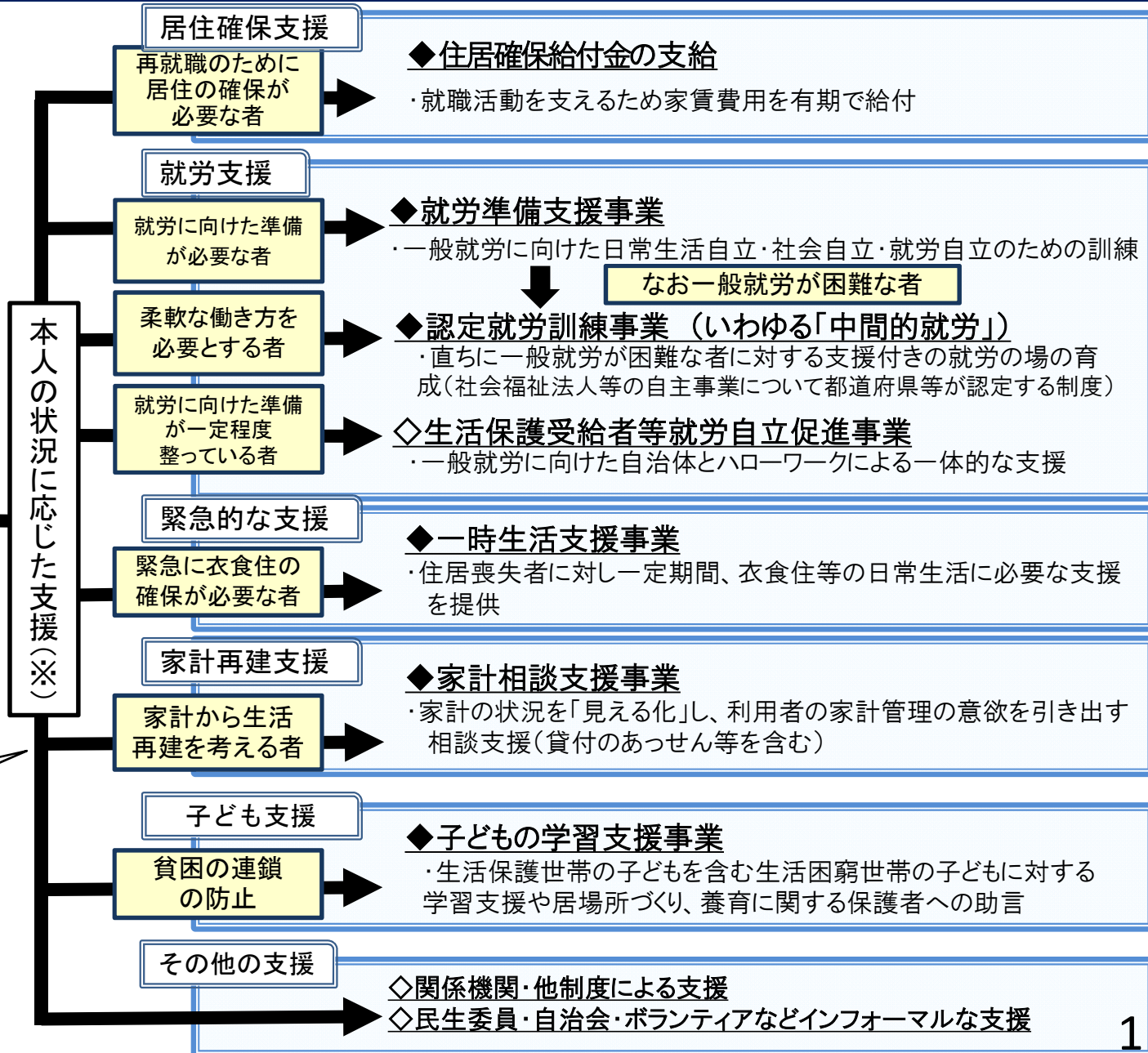
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

### 〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



# 生活困窮者の就労支援ニーズと就労支援の体系

## 【状態像】

① ハローワークの求人により就労可能な人

②-1 本人のニーズに合ったオーダーメイドの求人を作り出すことで就労しやすい人

②-2 就労の準備等を経て一般就労を目指す人

③まだ就労支援対象者ではないが、一般就労を目指すまでのステップアップ段階にある人(就労の準備や柔軟な働き方等)

## 【各事業のポイント】

### A:生活保護受給者等就労自立促進事業

◆ ハローワークの「就職支援ナビゲーター」による支援。

### B:自立相談支援事業の就労支援

◆ ハローワークへの同行支援から、独自求人開拓まで本人に合わせた幅広い支援。

### C:自立相談支援事業における無料職業紹介

◆ 相談者に合わせて求人内容を調整しつつあっせんするため必要。

### D:就労準備支援事業

- ◆ 355自治体を実施(H28年度)。
- ◆ ニーズはあるが利用件数が少ない。
- ◆ 実施していない自治体は自立相談支援事業において対応(当然、簡素なものとなる)。
- ◆ 作業賃、交通費等は事業費からは支払われない。

### E:認定就労訓練事業

- ◆ 公費による事業ではない(民間の自主事業)。
- ◆ 781事業所が認定(H28.12.31現在)。
- ◆ ニーズはあるが利用件数が少ない。
- ◆ 雇用型は賃金が支払われるが、非雇用型の作業賃等の支払いはケースバイケース。

(自立相談支援事業)  
包括的な相談支援

# 平成29年度生活困窮者自立支援法等関係予算

○必須事業（負担金）                      平成28年度 218億円 → 平成29年度 218億円

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業



○任意事業（補助金）                      平成28年度 183億円 → 平成29年度 183億円

- ・就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・被保護者就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・一時生活支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・子どもの学習支援事業（【新規】②教育機関との連携強化）
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業（【新規】③居住支援の強化）



○合計    平成28年度 400億円 → 平成29年度 **400億円**

# 生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

## <主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

**福祉事務所  
来訪者のうち  
生活保護に  
至らない者**

約30万人(H29・厚生労働省推計)

**ホームレス**

約0.6万人(H29・ホームレスの実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を  
原因とする自殺者**

約0.4万人(H28・自殺統計)

**離職期間  
1年以上の  
長期失業者**

約76万人(H28・労働力調査)

**ひきこもり  
状態に  
ある人**

約18万人(H28・内閣府推計による「狭義のひきこもり」)  
+α(内閣府推計で対象外の40歳以上の人)

**スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども**

約6万人(H27)

**税や各種料金の滞納者、多重債務者等**

地方税滞納率 0.9%(H27・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約311万世帯(H28・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約137万人(H27・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に  
顕在化

見え  
にくい

# 生活困窮者自立支援法における支援状況

- 施行後2年間の支援状況は、
  - ・ 新規相談者は約45万人、
  - ・ プラン作成により継続的に支援した人は約12万人、
  - ・ 就労・増収した人は約6万人、
  - ・ 支援における就労・増収率は約7割
 といった状況にある。 ※H29. 2までの実績をもとに推計。

- 平成27年度と28年度を比較するとプラン作成件数が伸びており、相談を包括的に受け止めて支援することが定着してきているといえる。

- 就労・増収率の実績は高い水準にあるが、支援においては、一般就労や増収といった状況だけでなく、それらに至るまでのステップアップを丁寧に把握していくことも重視。

## 【参考】国の目安値・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(H30年度)
新規相談件数	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月 当たり換算で26件
プラン作成件数	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	7件	7件	プラン作成件数の 60%
就労・増収率	42%	70%	75%
1年間でのステップ アップ率	—	80%	90%

※新規相談件数・プラン作成件数・就労支援対象者数は人口10万人・1か月当たり。

※就労・増収率のKPIは、実績を踏まえH28年度に見直しを実施。

※ H29年度からKPI・目安値に「1年間でのステップアップ率」を追加。

## 支援状況調査集計結果(H27.4～H29.2)

	新規相談件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率
	(総数・件)	(人口10万人 当たり)	(総数・件)	(人口10万人 当たり)	(総数・件)	(人口10万人 当たり)	(総数・件)	(うち就労支援 対象プラン作成分)	(総数・件)	(うち就労支援 対象プラン作成分)	
H27年度	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28年度 ※H29.2ま での速報値	198,224	14.1	59,947	4.3	28,841	2.0	22,834	16,095	6,407	4,282	71%

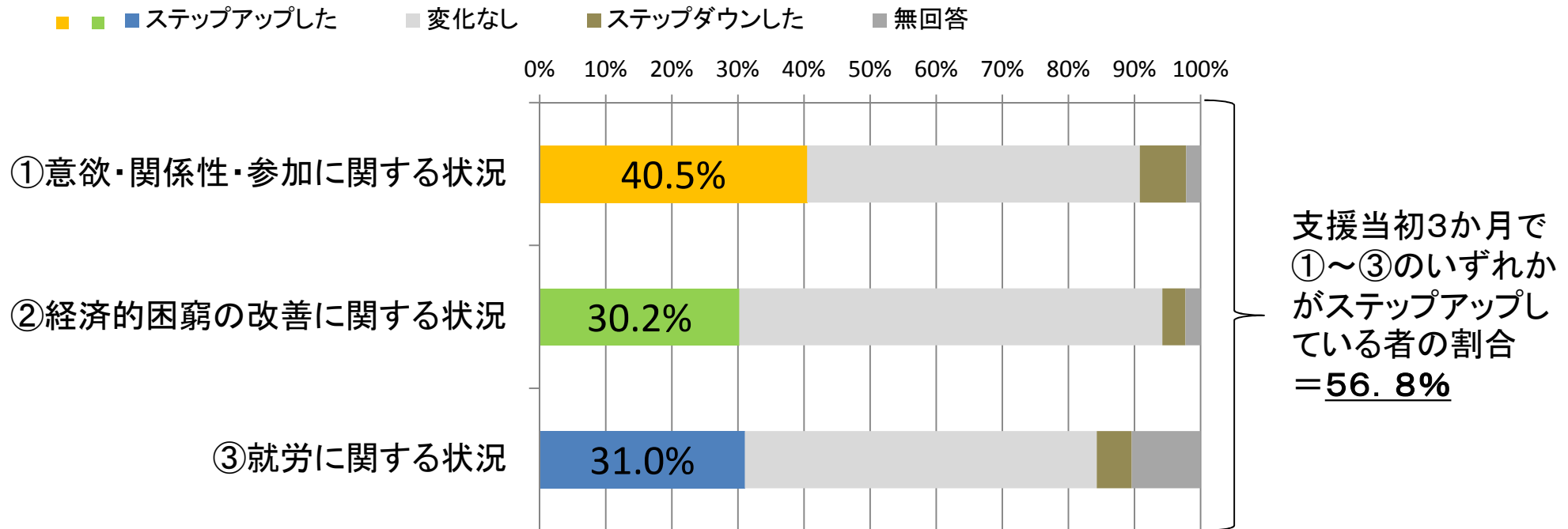
(出典)生活困窮者自立支援法における支援状況調査(生活困窮者自立支援室)。各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。



# 支援当初3ヶ月のステップアップ状況について

- 平成28年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、支援当初約3ヶ月（初回チェック時から第2回チェック時まで）でのステップアップ状況は以下のとおり。
- 「①意欲・関係性・参加に関する状況」では約4割の人でステップアップが見られる。
- 「②経済的困窮の改善に関する状況」、「③就労に関する状況」は、いずれも約3割の人でステップアップが見られる。
- 支援当初3か月で①～③のいずれかがステップアップしている者の割合は56.8%。

## 新たな評価指標（H28.5新規相談分）における初回と第2回の比較



（出典）新たな評価指標による調査（n=4,410）

# 参考:「新たな評価指標」による実態把握

- 「新たな評価指標」は、平成28年度から運用している制度評価指標である。
- 年に2つの評価対象群(全国の5月・11月各1か月分の新規相談)を設定し、スクリーニング段階で(1)自立相談支援事業における継続的支援(プラン作成予定を含む)、(2)他機関へのつなぎ、のいずれになるかを把握するとともに、(1)については当初の状態像から、その後の継続的支援を通じた状態像の変化(自立の状況)、(2)についてはつなぎ先となった機関、を調査するもの。

H28.5新規相談件数	(1)継続的支援	4,431人	→以下の①~③の項目を把握
19,009件	(2)他機関へのつなぎ	5,278人	

## ① 意欲・関係性・参加に関する状況

ステップアップ

	初回	第2回	第3回	第4回
「自立意欲」 1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。				
「自己肯定感」 1 自分のことを否定し受け入れられない。 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分のことを否定的に話すのが、自分の良い点を挙げることができる。 4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。				
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。				
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。				
(合計)	0	0	0	0

## ② 経済的困窮の改善に関する状況

ステップアップ

1 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる

初回	第2回	第3回	第4回

## ③ 就労に関する状況

ステップアップ

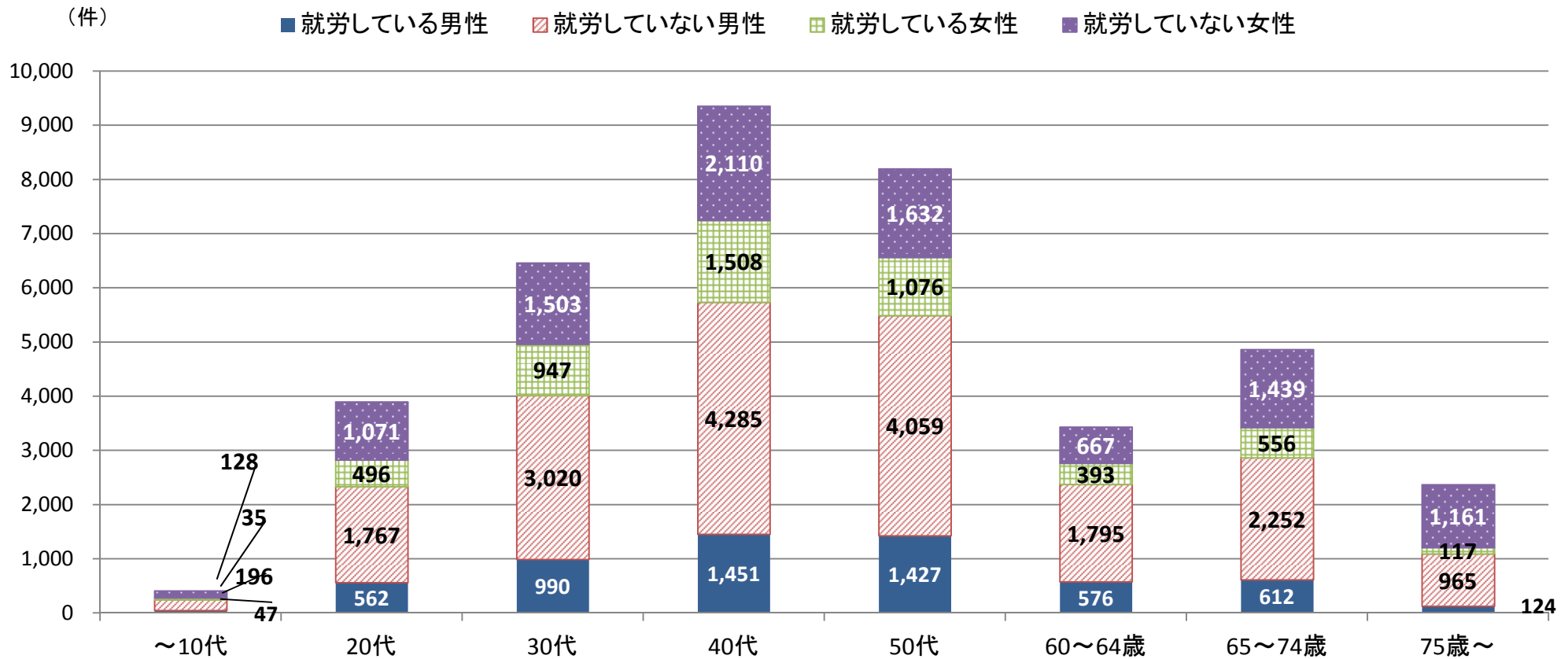
1 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である
2 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である
3 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中
4 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中)
5 定着・増収を実現し、就労自立した

初回	第2回	第3回	第4回



# 新規相談者の状況（性別・世代別・就労状況等）

- 新規相談者の状況を性別・世代別・就労の有無別に見ると、
  - 全体の6割を男性が占めるが、特に40～50代の就労していない男性で全体の約21.4%を占める。
  - 全体の約28.0%が就労している（男性で約24.0%、女性で約34.6%）。
  - 65歳以降の相談者が全体の約18.5%を占める。
- 新規相談者のうち、子どものいる50代以下の相談者が全体の約3割を占める。



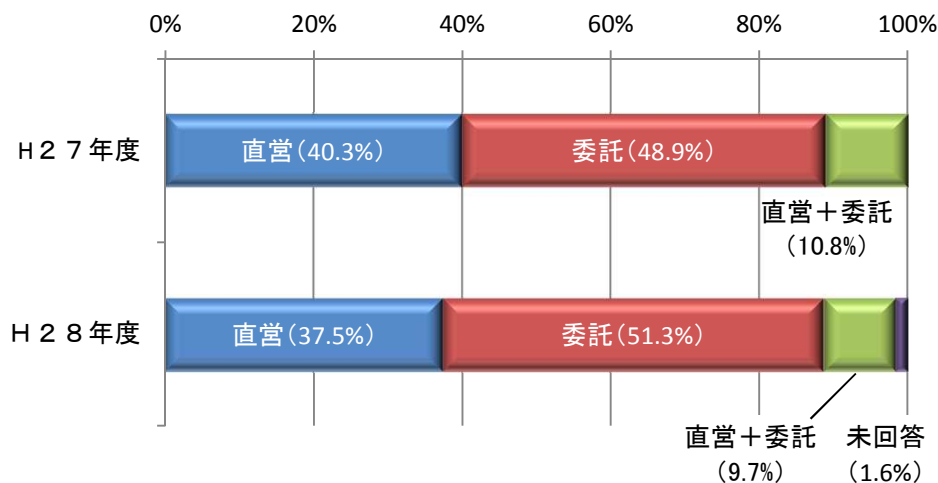
(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の新規相談受付58,074ケースのうち、年齢・性別・就労状況の3つが明らかな38,967ケースについてグラフ化したもの。子どものいる50代以下の相談者の割合は、子どもの有無別が明らかな36,186ケースの内数。

# 自立相談支援事業の実施状況

- 自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて61.0%の自治体が委託により実施している。
- 委託先は社会福祉協議会が79.2%と最も多く、次いでNPO法人(14.3%)や社会福祉法人(社協以外)(8.4%)となっている。
- 全国に約4,500人の支援員が配置されている。

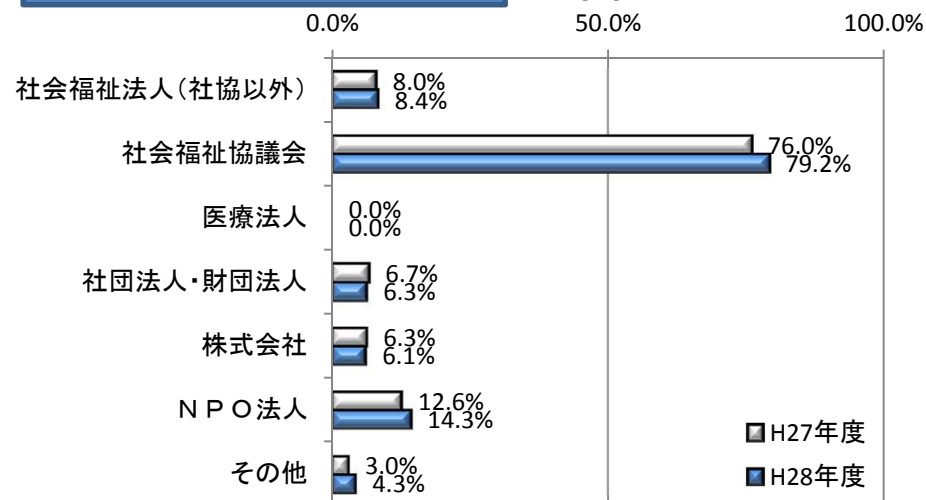
## 1. 運営方法

n = 901



## 2. 委託先(複数回答)

n = 549



## 3. 事業従事者数(実人数)

従事者数

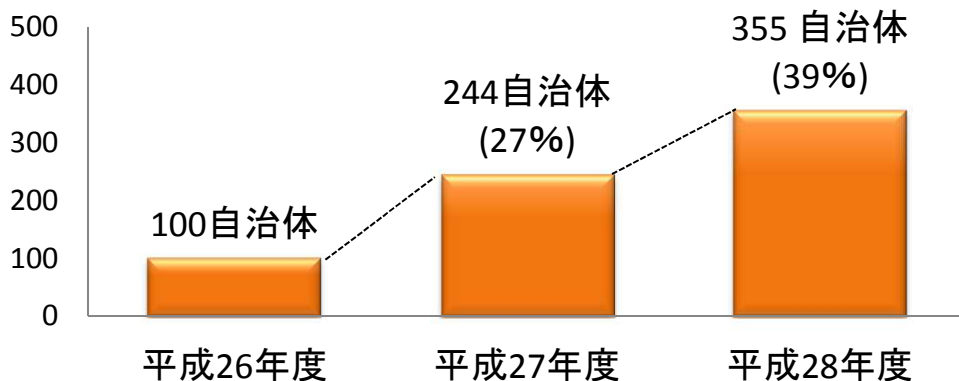
4,616人  
(うち、支援員の实人数は4,464人)

※複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている

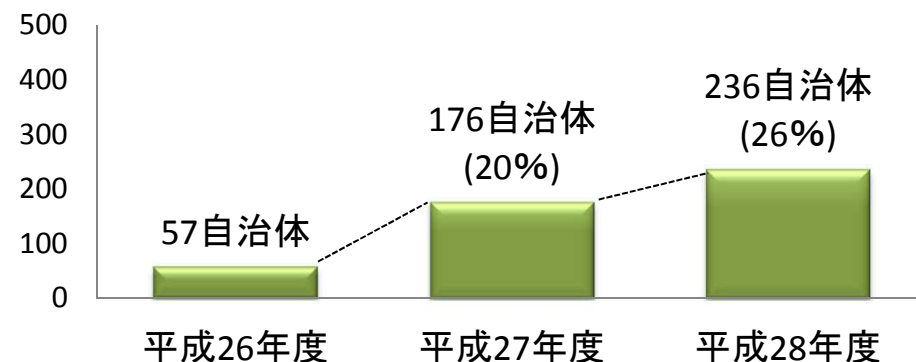
# 任意事業の実施状況

○ 平成28年度の任意事業の実施自治体数は、平成27年度の実施自治体数と比較して、大幅に増加している。

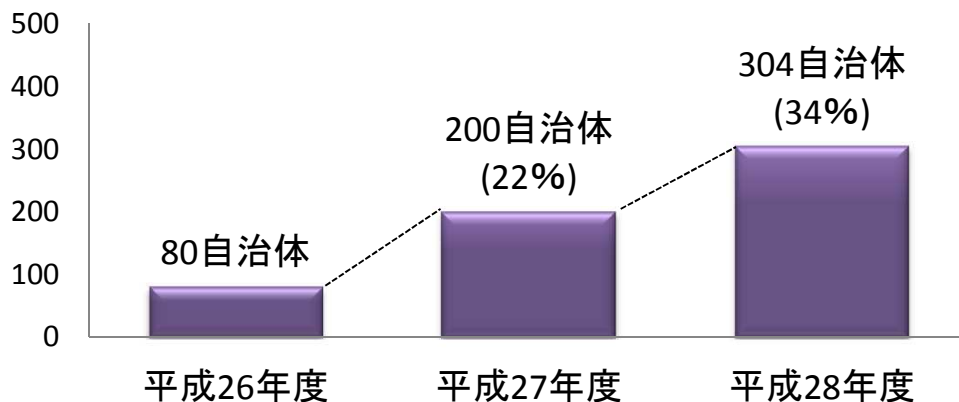
## 就労準備支援事業



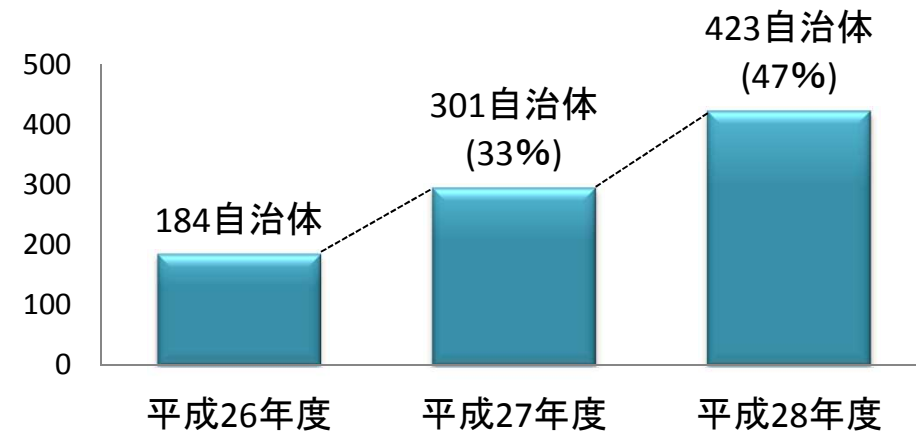
## 一時生活支援事業



## 家計相談支援事業



## 子どもの学習支援事業

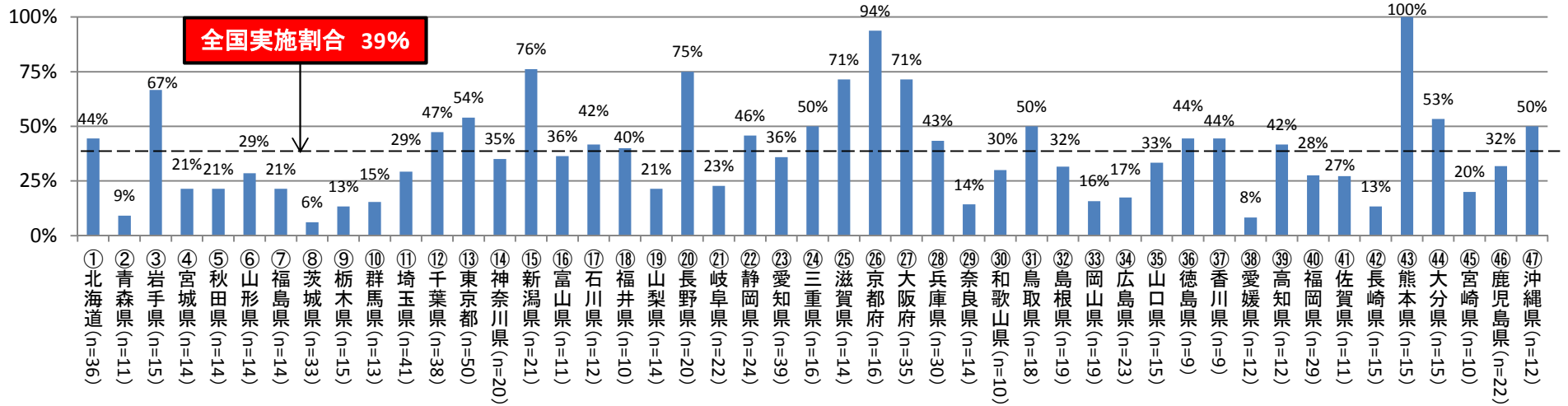


(出典)平成27年度は、平成27年度自立相談支援事業等実績調査(生活困窮者自立支援室)。  
平成28年度は、平成28年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査(生活困窮者自立支援室)。

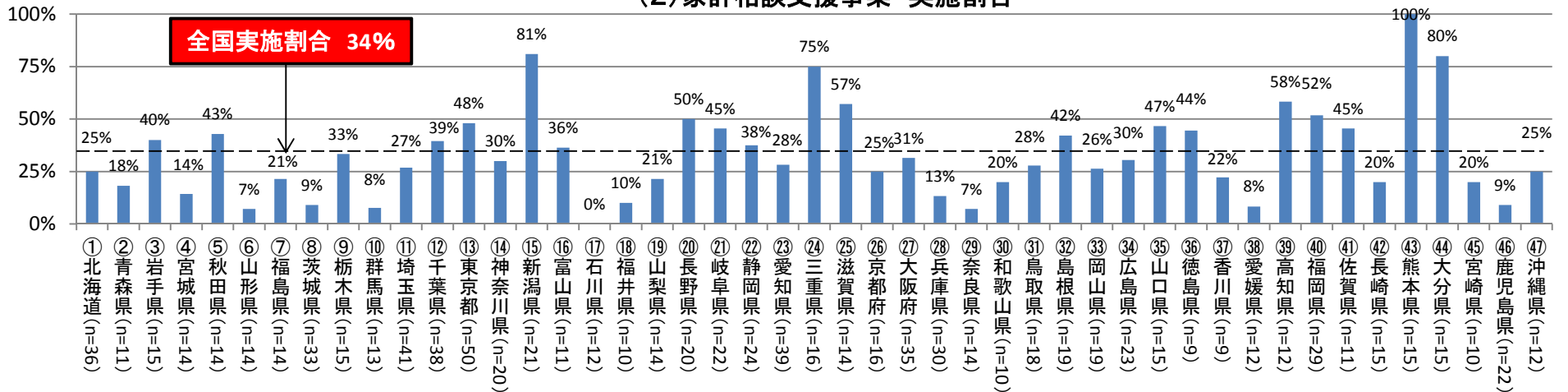
# 任意事業の実施状況（都道府県別の状況①）

○ 平成28年度の任意事業の実施状況を都道府県別に見ると、いずれも大きなばらつきがある。実施割合の高い都道府県では、都道府県が共同実施等のリーダーシップを発揮している事例がみられる。

(1) 就労準備支援事業 実施割合



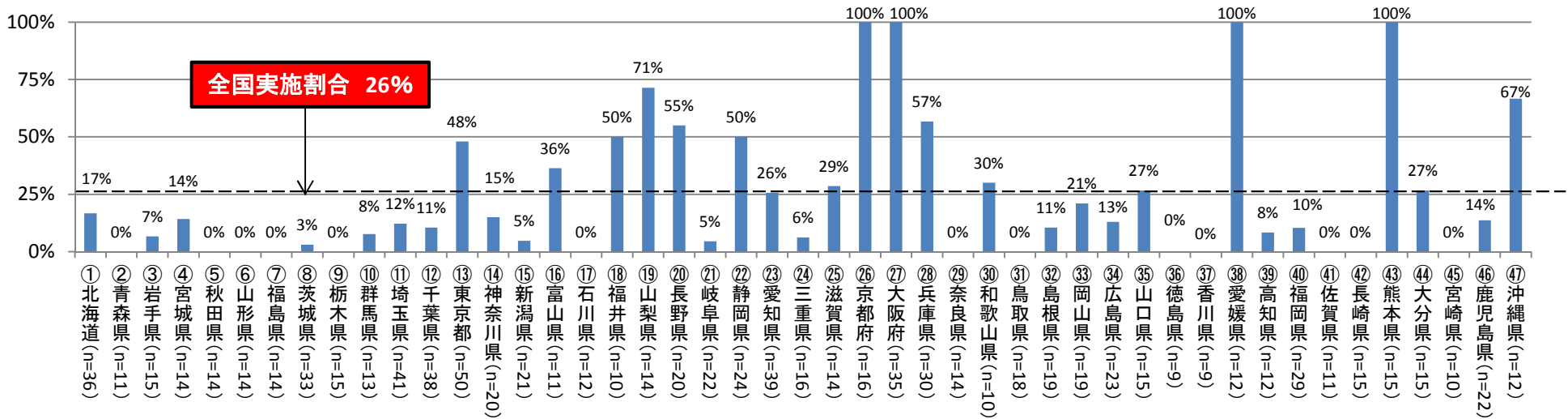
(2) 家計相談支援事業 実施割合



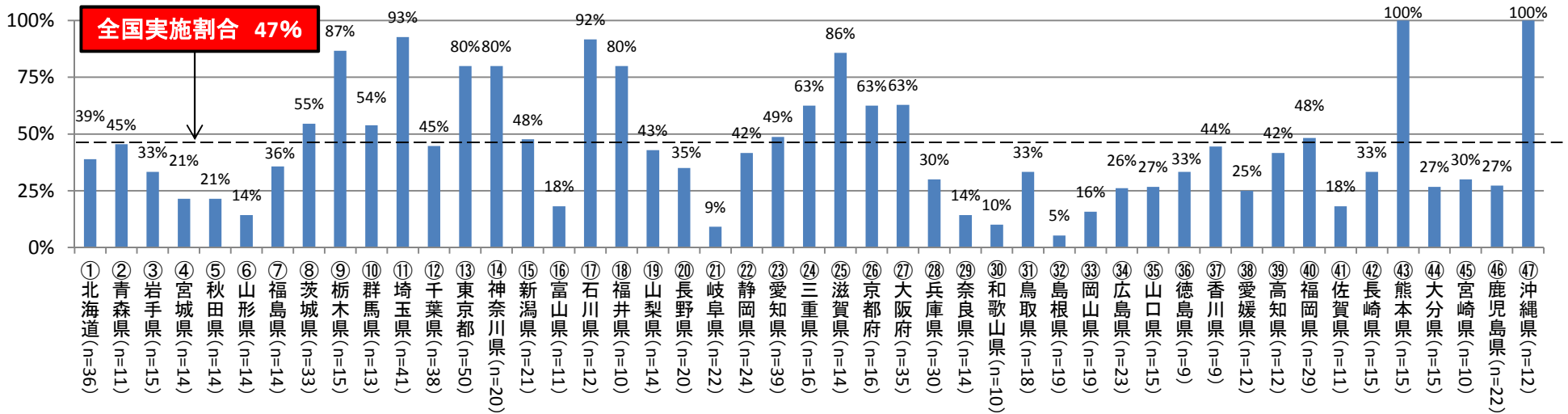
(出典) 平成28年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査(生活困窮者自立支援室)。

# 任意事業の実施状況（都道府県別の状況②）

### (3) 一時生活支援事業 実施割合



### (4) 子どもの学習支援事業 実施割合



(出典) 平成28年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査(生活困窮者自立支援室)。

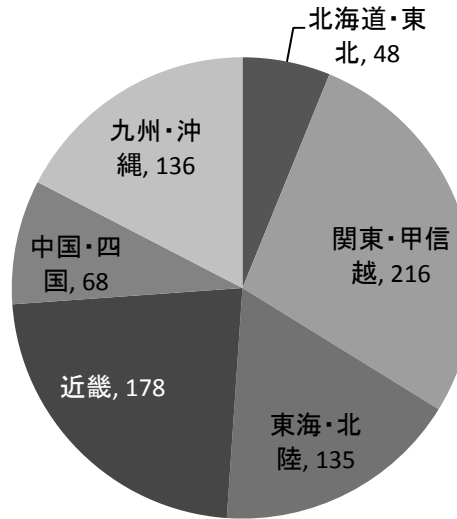


# 認定就労訓練事業の認定状況(平成28年12月31日時点)

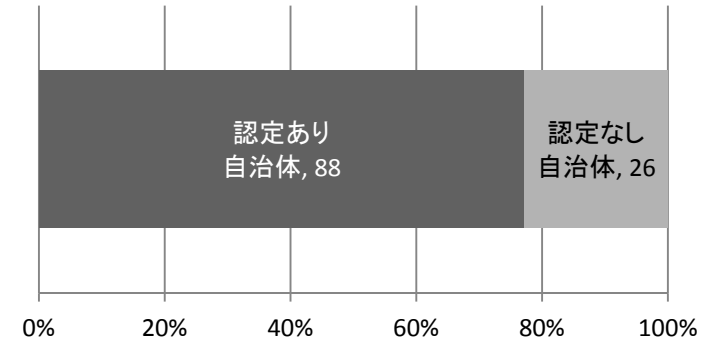
## (1) 全体状況

認定件数	781件
利用定員合計	2,332名

## (2) ブロック別の状況 n = 781



## (3) 認定主体別の状況 n=114自治体



※認定あり88自治体の内訳：  
都道府県38、指定都市16、中核市34

## (4) 法人種別の状況 n=781

社会福祉法人(高齢者関係)	255
社会福祉法人(障害者関係)	94
社会福祉法人(保護施設)	26
社会福祉法人(児童関係)	7
社会福祉法人(その他)	47
NPO法人	137
株式会社	112
生協等協同組合	36
社団法人(公益及び一般)	10
財団法人(公益及び一般)	4
医療法人	4
その他	49

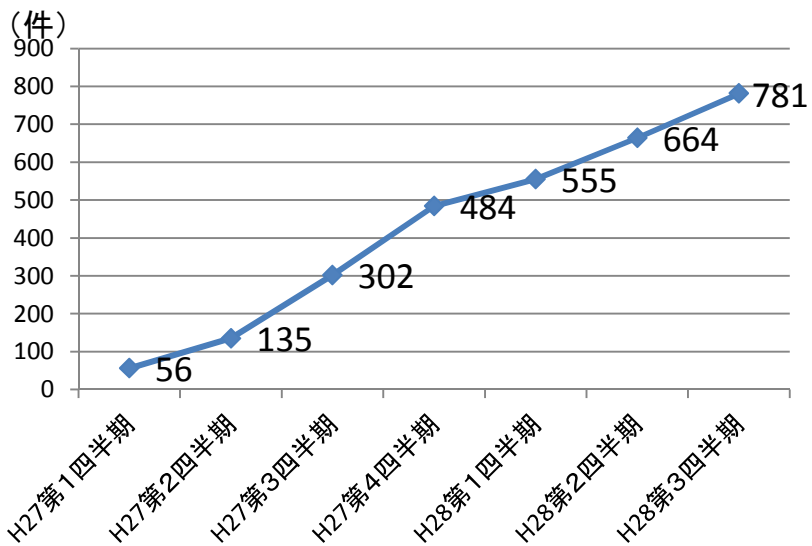
## (5) 予定している主な訓練内容 (n=781、複数回答)

食品製造・加工	44
その他製造	44
クリーニング・リネンサプライ	101
農林漁業関連(加工も含む)	70
印刷関係作業	11

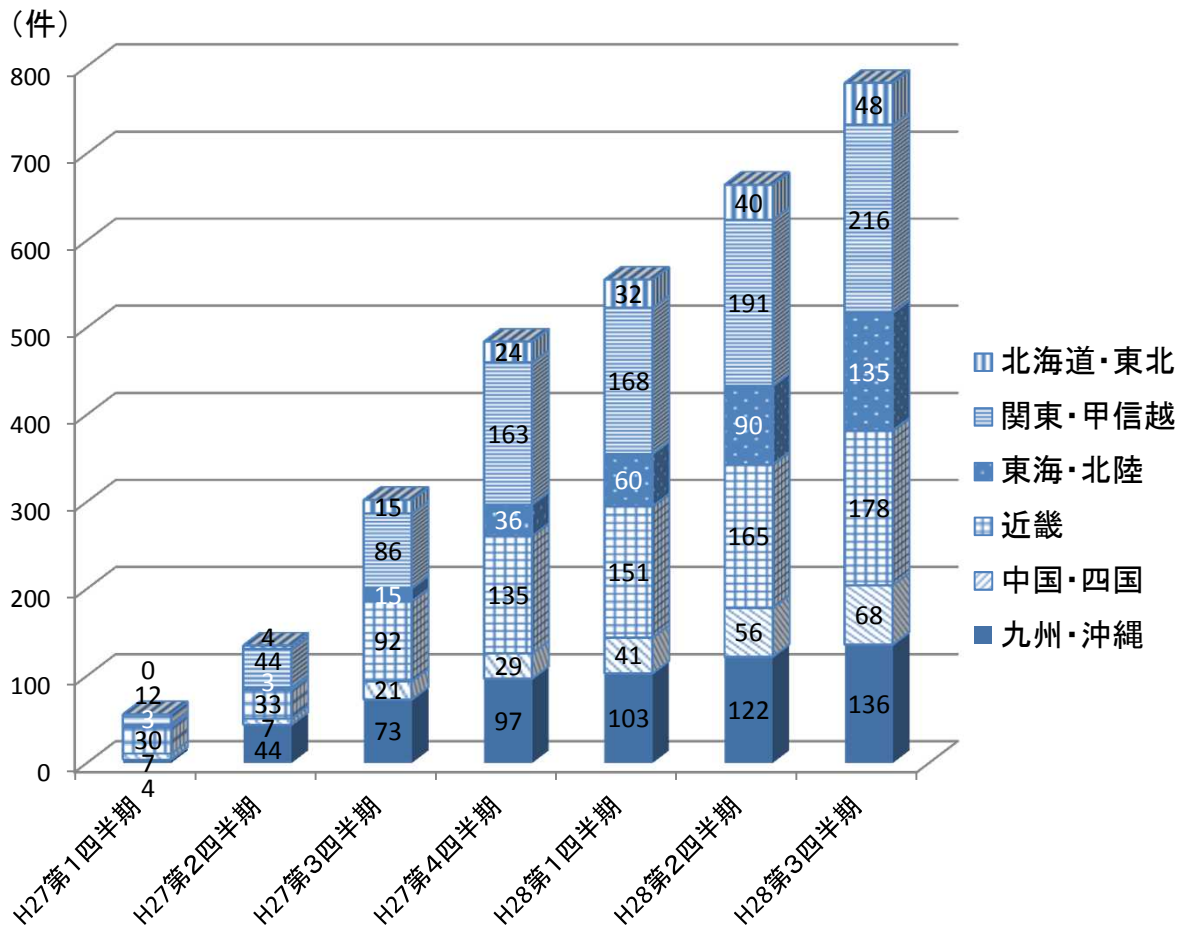
福祉サービスの補助作業	401
事務・情報処理	96
清掃・警備	486
建設作業	3
その他	176

# 認定就労訓練事業所の認定状況の推移(平成28年12月31日時点)

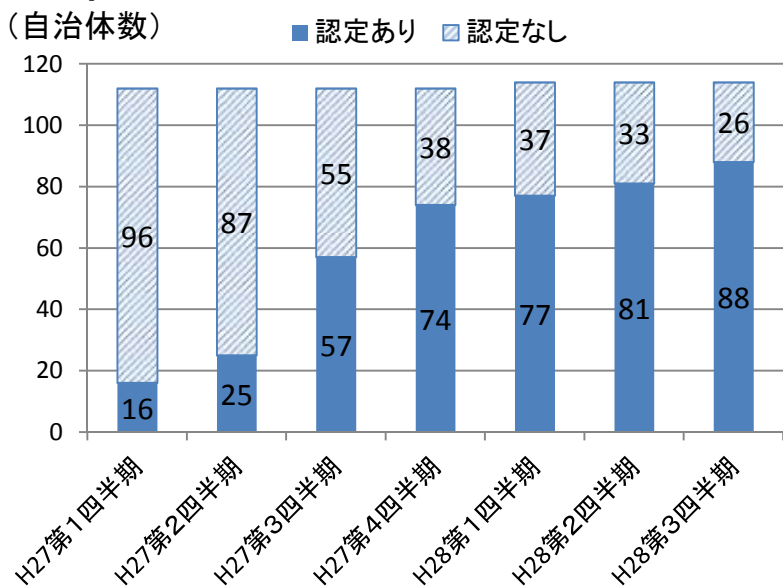
## (1) 全体状況(認定件数:累計)



## (2) ブロック別の状況(認定件数:累計)



## (3) 認定主体別の状況



○ 認定件数、認定あり自治体の割合は着実に増加。

○都道府県別の認定状況  
(平成28年12月31日時点)

北海道	18	滋賀県	8
青森県	6	京都府	1
岩手県	2	大阪府	131
宮城県	14	兵庫県	6
秋田県	3	奈良県	19
山形県	1	和歌山県	13
福島県	4	鳥取県	8
茨城県	0	島根県	4
栃木県	2	岡山県	7
群馬県	1	広島県	21
埼玉県	32	山口県	6
千葉県	47	徳島県	6
東京都	52	香川県	9
神奈川県	49	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	6
富山県	2	福岡県	60
石川県	0	佐賀県	12
福井県	16	長崎県	3
山梨県	0	熊本県	0
長野県	32	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	21
静岡県	22	鹿児島県	11
愛知県	81	沖縄県	27
三重県	14	合計	781

※認定主体(114自治体)別の状況  
(都道府県)

北海道	4	滋賀県	7
青森県	5	京都府	1
岩手県	1	大阪府	70
宮城県	6	兵庫県	3
秋田県	0	奈良県	14
山形県	1	和歌山県	13
福島県	2	鳥取県	8
茨城県	0	島根県	4
栃木県	2	岡山県	2
群馬県	0	広島県	5
埼玉県	28	山口県	6
千葉県	23	徳島県	6
東京都	49	香川県	2
神奈川県	3	愛媛県	0
新潟県	1	高知県	3
富山県	2	福岡県	39
石川県	0	佐賀県	12
福井県	16	長崎県	0
山梨県	0	熊本県	0
長野県	25	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	1
静岡県	3	鹿児島県	10
愛知県	5	沖縄県	22
三重県	14	47都道府県計	420

(政令指定都市)

札幌市	12
仙台市	8
さいたま市	1
千葉市	13
横浜市	31
川崎市	0
相模原市	15
新潟市	0
静岡市	2
浜松市	17
名古屋市	72
京都市	0
大阪市	26
堺市	14
神戸市	1
岡山市	2
広島市	7
北九州市	1
福岡市	1
熊本市	0
20指定都市計	223

(中核市)

函館市	1	豊中市	10
旭川市	1	高槻市	1
青森市	1	枚方市	1
盛岡市	1	東大阪市	9
秋田市	3	姫路市	0
郡山市	2	尼崎市	1
いわき市	0	西宮市	1
宇都宮市	0	奈良市	5
前橋市	1	和歌山市	0
高崎市	0	倉敷市	3
川越市	2	呉市	0
越谷市	1	福山市	9
船橋市	4	下関市	0
柏市	7	高松市	7
八王子市	3	松山市	1
横須賀市	0	高知市	3
富山市	0	久留米市	19
金沢市	0	長崎市	2
長野市	7	佐世保市	1
岐阜市	0	大分市	0
豊橋市	0	宮崎市	20
岡崎市	2	鹿児島市	1
豊田市	2	那覇市	5
大津市	1	47中核市計	138

# 法定事業等の利用状況と支援効果①

- 自立相談支援事業の就労支援においては、一般就労を目標とする人に対する就労支援を中心に組み組んでおり、約7割の就労・増収率となっている。

※これ以降3ページにおいて特記していないデータの出典は「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査」。

## 1. 自立相談支援事業の就労支援

実施自治体	902自治体
利用件数(累計)	22,430件(H27年度)
	24,530件(H28.4~H29.2)

就労支援対象者  
(※)

就労・増収率 71%  
(就労率のみの場合55.8%)  
(H28.4~H29.2)

※就労支援対象者は、プラン期間内での一般就労を目標としている人。

## 参考:生活保護受給者等就労自立促進事業

(労働局・ハローワークと自治体との協定に基づく連携を基盤に、地方自治体にハローワークの常設窓口の設置又は巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を整備し、自治体の福祉部局とハローワークが一体となった手厚い就労支援を行う事業。生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者等の生活困窮者などを対象として実施。)

常設窓口設置自治体(※)	194自治体
巡回相談実施自治体(※)	856自治体
利用件数 (生活困窮者分の累計)	18,187件 (H28年度)

生活困窮者分

就職率(※) 71.4%  
(H28年度)

※就職率は、本事業の支援対象者のうち、常用雇用(期間の定めのない雇用)の求人等に応募し、就職した人の割合。

(出典)厚生労働省職業安定局就労支援室。

※自治体数は常設窓口設置自治体がH29.4末現在、巡回相談実施自治体がH28.6.1現在。  
市町村ベースであり、困窮者法の実施主体である902福祉事務所設置自治体とは対応しない。

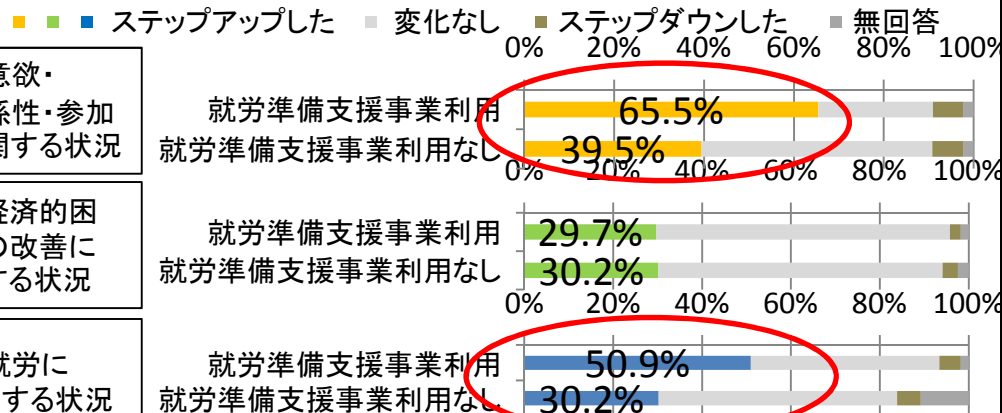
# 法定事業等の利用状況と支援効果②

- 一般就労の前段階の人に対する支援としては、就労準備支援事業と認定就労訓練事業があるが、
- ・ 就労準備支援事業については、利用により自立意欲等や就労に関する状況のステップアップが確認でき、
  - ・ 認定就労訓練事業については、一般就労の前に一定の継続的な柔軟な働き方での就労を想定した事業であり、そのような利用実態が確認できる。

## 2. 就労準備支援事業

実施自治体	244自治体 (H27年度) 355自治体 (H28年度)
利用件数(累計)	1,833件 (H27年度)
	2,575件 (H28.4～H29.2)

### ◆新たな評価指標(H28.5新規相談分)における初回と第2回の比較(就労準備支援事業利用、未利用別)

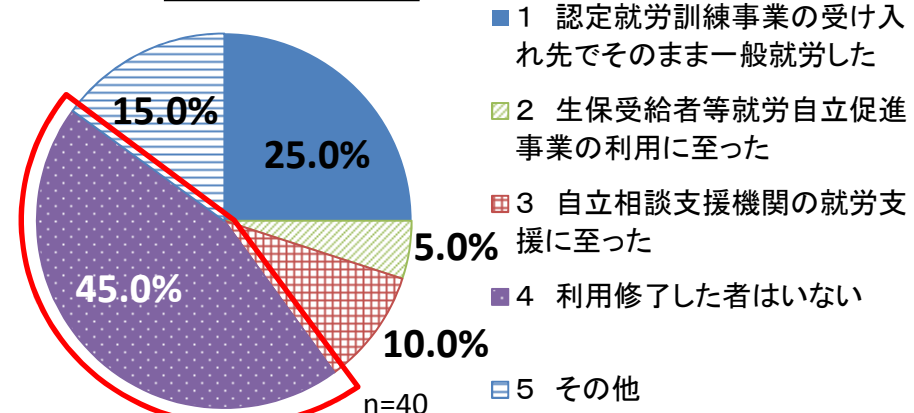


(出典)新たな評価指標による調査(n=4,410)

## 3. 認定就労訓練事業

認定箇所数	781件 (H28年12月末時点)
利用件数(累計)	161件 (H27年度)
	317件 (H28.4～H29.2)

### ◆認定就労訓練事業利用者の終了後の状況(利用実績のあった自治体が最も多いパターンを回答)



(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査



# 法定事業等の利用状況と支援効果③

- 家計相談支援事業については、利用により経済的困窮の改善に関する状況のステップアップが確認できる。
- ホームレス・住まい不安定の人については、一時生活支援事業の利用により、住まいの確保安定等を始めとして、就労・健康面も含めた改善が確認できる。

## 4. 家計相談支援事業

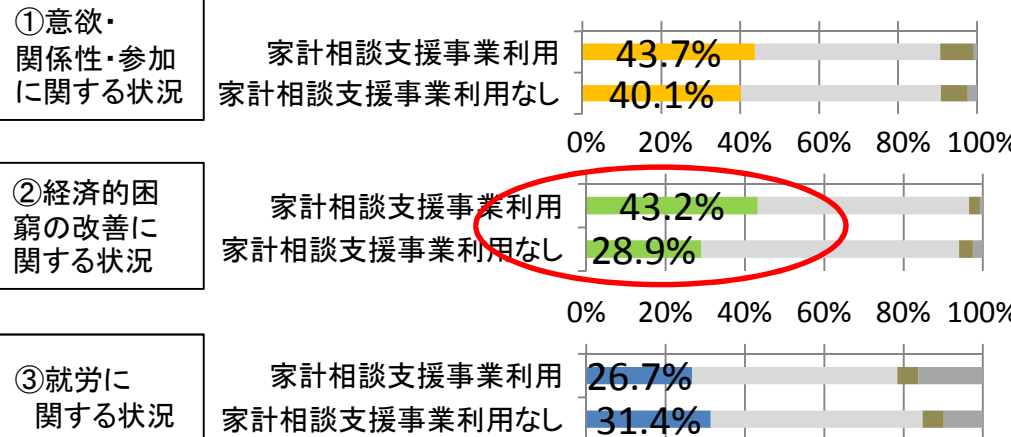
実施自治体	200自治体 (H27年度) 304自治体 (H28年度)
利用件数(累計)	5,178件 (H27年度)
	6,831件 (H28.4~H29.2)

## 5. 一時生活支援事業

実施自治体	176自治体 (H27年度) 236自治体 (H28年度)
利用件数(累計)	16,460件 (H27年度)
	15,704件 (H28.4~H29.2)

### ◆新たな評価指標(H28.5新規相談分)における初回と第2回の比較(家計相談支援事業利用、未利用別)

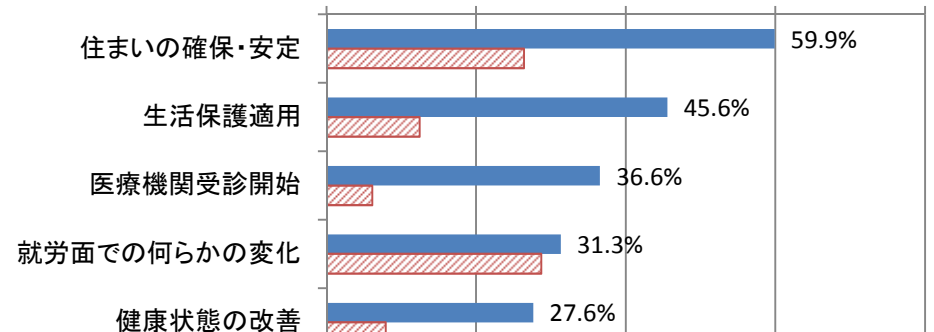
■ ステップアップした ■ 変化なし ■ ステップダウンした ■ 無回答



(出典) 新たな評価指標による調査(n=4,410)

### ◆事業利用の有無による「見られた変化」の違い

■ 「ホームレス」又は「住まい不安定」に該当し、一時生活支援事業の利用を含むプランが終了した者  
 ■ 「ホームレス」又は「住まい不安定」に該当するが、一時生活支援事業の利用がない者



(出典) 平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」。  
 調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の支援決定等ケース14,746件について、「見られた変化」21項目(複数回答)のうち、事業利用によって高く出ている上位5項目をグラフ化。

# 法定事業等の利用状況と支援効果④

- 子どもの学習支援事業については様々な支援効果が見込まれるが、利用者の高校進学率で見た場合、全世帯平均に近い実績となっている。貧困の連鎖防止に対する効果が確認できる。
- 住居確保給付金については、雇用情勢の改善により新規支給決定件数は減少傾向にあるが、高い常用就職率を示しており、離職者対策としての効果が確認できる。

## 6. 子どもの学習支援事業

実施自治体	301自治体(H27年度) 423自治体(H28年度)
利用者数(実人数)	20,421人(H27年度)

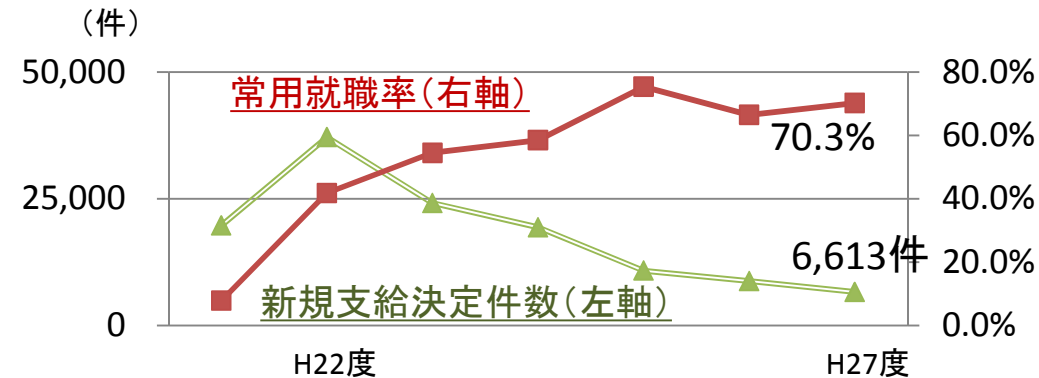
### 【高校進学率】

学習支援事業利用者	98.2%(H27年度)
(参考) 全世帯 生活保護受給世帯	98.8%(H27年度) 92.8%(H27.4.1時点)

(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査

## 7. 住居確保給付金

実施自治体	902自治体
新規支給決定件数	6,613件(H27年度)



(出典)住居確保給付金実績報告

# 就労準備支援事業の効果(実態から①)

- 就労準備支援事業の実態からは、
  - ・ **様々な状態像の人が利用していること、**
  - ・ **就労体験等の実践を重視したオーダーメイドの支援メニューを徐々に充実させながら支援していること、**
  - ・ **着実にステップアップにつなげていること、** 等がわかる。

## 利用者

- 就労の準備が整っていない人
  - ・ 生活習慣の形成・改善が必要
  - ・ 社会参加能力の改善が必要
  - ・ 自尊感情や自己有用感を喪失
  - ・ 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い 等
- 性別、年齢層、就労経験の有無、離職期間等は様々。

就労体験

職場見学

就労準備支援事業所内での軽作業

履歴書作成やハローワークへ通う練習

合宿型の支援への参加

ビジネスマナー講座

ワーク・講座等による自己理解の促進

丁寧な面談

## 【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の利用

・・・対象者のニーズに合わせて必要なメニューを開拓

(注)本頁及び次頁は、平成28年8～10月に、生活困窮者自立支援室において就労準備支援事業を実施している21自治体に対して行ったヒアリングの結果等を基に作成。

# 就労準備支援事業の効果(実態から②)

- 利用者の状態像が様々であることを反映して、多様な経過をたどってステップアップしていく様子が見えてくるが、**特に就労体験を通じた変化が見て取れる。**

## 【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の利用

## 【ステップアップまでの多様な経過】

- 就労準備支援事業による就労体験先の事業所での**仕事の適性が明らかになり、本人に自信が付き、事業所内での信頼関係も構築されること**で当該事業所での**一般就労**につながる。
- **仕事のイメージを持つことができるようになること等により、就労に対する意欲が高まり、一般就労したいという希望を持つようになる。**結果、就労支援員による就労支援や生活保護受給者等就労自立促進事業の利用につながり、**一般就労に向けた就職活動を開始。**
- **就労継続支援事業所等での就労体験を実施する中で、本人が障害者雇用枠での就労の意向**を持つようになり、家族の理解も得られることで、障害者雇用枠での就労や障害福祉サービスの利用につながる。
- **人とのコミュニケーションが苦手等の課題が克服できず、なお直ちに一般就労することが難しい**ため、認定就労訓練事業の利用につながり、支援付きで働きながら一般就労を目指す。

# 就労準備支援事業の効果(実態から③)

- 就労体験等の場づくりにおいては、他事業とのタイアップも含め、地域づくりを意識した取組も広がってきている。

## 【地域づくりの取組実態】

### 地域活性化

- 観光業界からの依頼を受け、地域行事(七夕祭り)に用いる装飾作りを実施。利用者の参加や交流の場となっている。(秋田県湯沢市)
- 商店街で毎月開催している「16市」においてブースを出展し、地域の交流の場となっている。(静岡県富士宮市)
- 商店街の空き店舗を活用した地域活性化事業として、若者、高齢者、障害者が集う共生型店舗における弁当や総菜の販売等を就労体験として実施。(熊本県熊本市)

### 特定産業での人材不足解消

- 地域の観光業を支える宿泊業では、1～2時間でも来てもらえば助かるという仕事があり、就労体験の場となっている。(三重県鳥羽市)
- 担い手が不足している漁網作りに生活困窮者が従事することにより地域課題を解決。(北海道釧路市)

### 広域的な地域課題解決

- 地方の農業等の基幹産業の人材難といった課題や首都圏・都道府県を中心都市の人口集中と就労困難・生活困窮者等の就労支援ニーズの存在を背景に、地域を越えて自治体間で自立就労支援を連携して行うことによって、広域的に課題を解決。※就労準備支援事業と他の事業を組み合わせ、就労体験等による意欲喚起等から、訓練付き就労、就労・移住までを推進。(豊中市・土佐町、泉佐野市・弘前市)



# 認定就労訓練事業の効果(実態から)

- 認定就労訓練事業の実態からは、一定期間継続的な利用を想定してはいるが、その中でもステップアップを意識した支援が行われていることがわかる。
- また、地域ニーズを踏まえつつ就労の場を作り出していく地域づくりにつながっていることがわかる。

## 【支援イメージ】

利用中のステップアップ  
を意識した支援

- 相談者の適性やニーズに応じてひとり一人に合った事業所開拓を実施し、就労実習と企業内支援体制の構築を行うことで、認定就労訓練事業所での一般就労につなげることを目指した支援を実施。(愛知県名古屋市)
- 非雇用・雇用の別だけでなく、報酬・賃金や人事考課等も含めて本人の意欲を高める処遇段階を設定(社会福祉法人風の村)。

## 【ステップアップの実現】

自立相談支援事業の  
就労支援等への  
ステップアップ

認定就労訓練事業所  
での一般就労

柔軟な働き方を継続  
する中での  
ステップアップ

(例) 対人面の課題を克服しきれないが、徐々に自分の意思を伝えることができるようになり、職場の戦力となってきている。

## 【地域づくりとのタイアップ】

- **東日本大震災で被災したカキ養殖の復興**のため、殻付きカキの出荷作業を認定就労訓練事業として実施。(宮城県)

- 障害者の就労継続支援事業所を運営する社会福祉法人が、**農作業をメイン**にした雇用型の認定就労訓練事業を実施。(鳥取県北栄町)

- 企業説明会を開催することで、**地域の企業のニーズの掘り起こし**を行うとともに、認定を促進し、地域における就労の場を充実。(千葉県松戸市)

# 家計相談支援事業の活用事例① ～ 将来を見据えた家計管理～

【世帯の状況】 3人家族  
相談者：Aさん(女性・28歳・派遣社員)・  
長男(10歳)・次男(3歳)

2年前に夫と離婚。児童扶養手当(4ヶ月ごとに支給)や児童手当(児童扶養手当とは2ヶ月ずれて4ヶ月ごとに支給)の支給月に支出が多くなる傾向があり、翌月の生活費が不足してしまい、親族から援助を受けている。援助を受けることなく、経済的に自立したいとの相談。

## 【支援の流れ】

(注)本ページ以降の4事例は、平成28年8月～9月にかけて生活困窮者自立支援室がヒアリングした結果をまとめたもの。なお、個人が特定できないよう事例内容は加工しており、匿名性を担保している。

### インタビュー・アセスメント

- 家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、**相談時家計表を一緒に作成。**

→月によって収入の変動があるAさんは、**相談時家計表を見て、毎月の平均収入額と使えるお金の幅を初めて認識。**

### 家計再生プラン作成

- 【プランの目標】
  - 家計の立て直しを目指す。
- 【プラン内容】
  - 月ごとの収入変動を織り込んだ**支出計画(家計計画表・キャッシュフロー表)**を作る。
  - その際、**子どもの進学等のライフイベントを見据えて作成**する。

### 支援提供

- 家計計画表、キャッシュフロー表を作成し、収入の変動を見越した支出を心掛ける。**面談により状況確認**をしていく。
- さらに、子どもの進学の際の**入学金や制服の購入費等、今後必要になる費用をまかなうための積み立てを助言。**

### 終結

- 家計計画表・キャッシュフロー表の考え方や変動のある収入の使い方が身に付き、貯蓄もできるようになったことから**終結。**

## 【家計相談支援事業による効果】

- 月ごとの収入変動があるケースでは、相談時家計表により、収入が多い月と少ない月の家計状況を明らかにすることが本人の「気づき」につながる。
- 子どもの進学費用等、今後数年の間に予想される出費への備えについては、まずはキャッシュフロー表によって数年先の収支が見える化し、立ち戻って現在の家計状況を考え、貯蓄していくことが有効。

# 家計相談支援事業の活用事例② ～ 就労支援との組み合わせ～

## 【世帯の状況】 3人家族

相談者: Bさん(男性・30歳・約1年前からひきこもりがち)・母親(60代・パート勤務)・弟(25歳・障害者手帳2級)

Bさんは就労経験がほとんどない。母親の収入と弟の障害年金で家計を支えてきたが、数年前から母親の収入が減少。Bさんは今後の生活に不安を抱き、自立相談支援事業に相談。

## 【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<ul style="list-style-type: none"> <li>家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、<b>相談時家計表を一緒に作成。</b></li> </ul> <p>→Bさんは<b>家計面の不安からフルタイム就労を希望</b>していたが、<b>就労で補うべき赤字は月額3万円</b>であることが明らかになる。</p>	<p><b>【プランの目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援と並行して、就労までの間の家計の見直し。</li> </ul> <p><b>【プラン内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>家計計画表を作成し、就労までの間の支出の見直しを図る。</b></li> <li>(自立相談支援事業のプランにおいて就労支援を実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(自立相談支援機関において、家計の赤字分3万円を補うための週3日程度の就労先を探す支援を実施。)</li> <li>就労までの間、家計計画表に基づく支出の見直しを支援。</li> <li>就労決定後の<b>定着支援と並行し、収入増の後の家計管理についても支援を実施。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労先が決定し、定着期間中の家計管理も安定的だったため、<b>終結。</b></li> </ul>

## 【家計相談支援事業による効果】

■ 生活困窮からの自立のために就労支援を行う場合、家計相談支援事業を併用することにより、

- ① 本人の希望する追加収入額が本当に必要であるかについての見極め、
- ② (特に深刻な生活困窮状況のケースでは)就労が決定するまでの間の家計面の支援、
- ③ 就労により収入が増加した後の家計管理を支援し、自立につなげる、**等が可能となる。**

# 家計相談支援事業の活用事例③ ～ 債務返済の伴走支援～

## 【世帯の状況】 ひとり暮らし

相談者：Cさん(男性・50歳・派遣社員)

※ 両親とは死別しており頼れる親族は  
いない。

Cさんは派遣社員として働いてきたが、給料が減ったため、不足分を消費者金融から借金して生活費に充てていた。債務総額は3社で100万円以上。住民税も滞納。債務・滞納を解消したいとの相談。

## 【支援の流れ】

### インタビュー・アセスメント

- 家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、**相談時家計表を一緒に作成。**

→Cさんは「趣味への浪費を抑えればかろうじて黒字だが債務返済等に回す余裕はない」という家計の状況を初めて認識。

### 家計再生プラン作成

#### 【プランの目標】

- 債務整理と共に、家計の立て直しを目指す。

#### 【プラン内容】

- 債務返済を含む支出計画(家計計画表・キャッシュフロー表)を作る。

### 支援提供

- 弁護士、住民税の担当者に家計計画表等を示し、月々返済可能な額について相談、合意。
- 返済を始めるが、孤独感から趣味への浪費がやめられず返済が滞る。
- 家計相談支援員が頻度高く面談し、本人の生活改善やモチベーション維持のため家計計画表等の修正をしつつ伴走支援。

### 終結

- 債務返済に向けた本人の意欲が向上し、概ね計画に沿った返済の目途がついたため終結。

## 【家計相談支援事業による効果】

- 債務・滞納については、分納計画ができれば自力で返済していける人もいるが、そうではない人もいる。後者については、家計相談支援事業の伴走支援により、状況に応じて計画を修正しつつ、本人のモチベーションを維持していくことが必要。
- また、債務や滞納そのものが解消するだけでは、将来再び債務・滞納を抱えてしまう可能性もある。家計相談支援事業を通じて、日常的に家計管理ができる力を身に付けることが必要。



# 家計相談支援事業の活用事例④ ～世帯の包括支援の補完～

## 【世帯の状況】 4人家族

相談者：Dさん(男性・30歳・契約社員)・父母  
(ともに68歳・無職)・弟(22歳・アルバイト)

Dさんが世帯の家計を支えてきたが、勤務先のシフト変更で給与が減少。携帯電話料金や水道料金等の支払いが滞りがちになっている。両親は年金生活、弟はアルバイトを転々としており収入不安定。転職して生活を安定させたいとの相談。

## 【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<ul style="list-style-type: none"><li>家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、<b>相談時家計表を一緒に作成。</b></li></ul> <p>→Dさんは、弟の収入が不安定であること、両親の年金に頼って生活していること等家計の状況を初めて認識。</p>	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>転職支援と並行して、家計の見直しを目指す。</li></ul> <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>各種料金の中で、一時的に分納できるものがないか調整。</li><li>両親、弟にも家計の見直しの必要性を理解し、参加してもらう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>水道料金の分納が可能となったため、Dさんは転職活動に専念。</li><li><b>弟の安定就労に向けた支援</b>のため、自立相談支援機関の支援員が定期的に自宅訪問。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>転職し、各種料金の支払いが安定したため終結。</li><li>(弟の支援を開始)</li></ul>

## 【家計相談支援事業による効果】

- 家計は個人の課題ではなく世帯の課題であり、家計の収支状況の把握、支出改善すべき点の検討等において、世帯員の協力が欠かせない。その際、自世帯の家計面での課題を明らかにするものとして相談時家計表・家計計画表等を活用した「見える化」が有効。
- 自立相談支援事業が行う包括的な世帯支援を、家計面から補完する支援となっている。



# 子どもの学習支援事業の利用状況

- 平成27年度に子どもの学習支援事業を利用した者は20,421人(実人数)であり、そのうち生活保護世帯が11,978人(58.7%)、生活保護以外の世帯が8,443人(41.3%)。
- 生活保護世帯を支援対象としている自治体が94.7%あり、生活保護以外の世帯属性としては、就学援助受給世帯を支援対象としている自治体(42.5%)が最も多く、次いでひとり親家庭(40.5%)となっている。

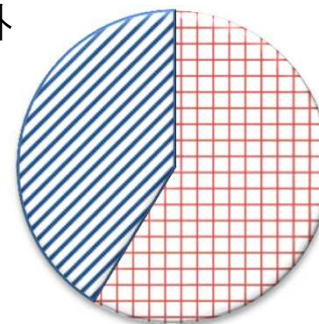
## 1. 子どもの学習支援事業の利用者数

利用者数 (実人数)	20,421人
---------------	---------

## 2. 事業利用者の属性

(n=20,421)

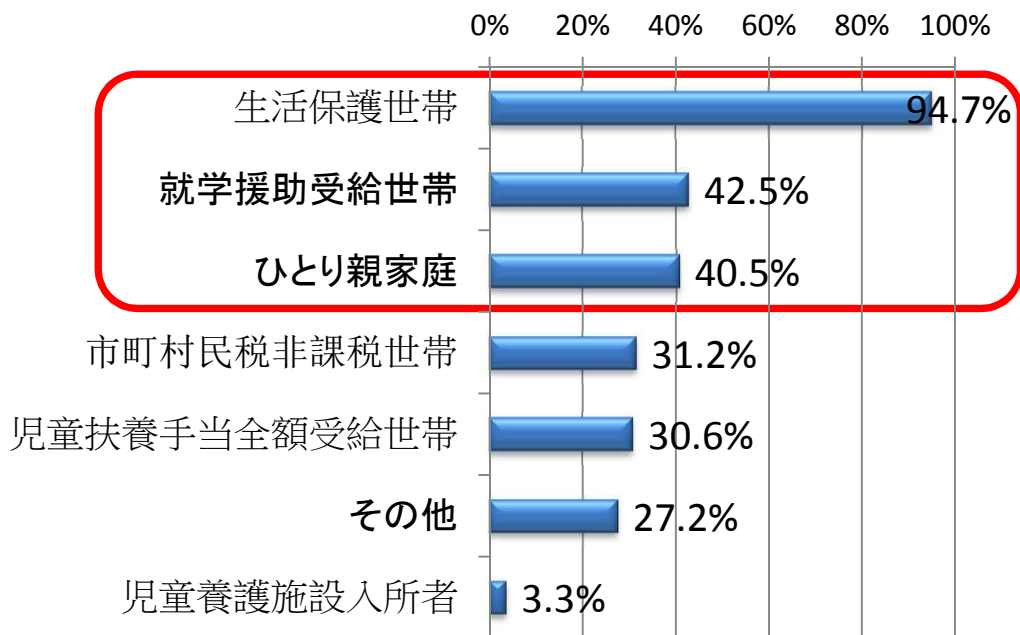
生活保護以外  
の世帯  
41.3%



生活保護  
世帯  
58.7%

## 3. 事業対象者の属性

(n=301、複数回答)



## 4. 学習支援等の実施状況

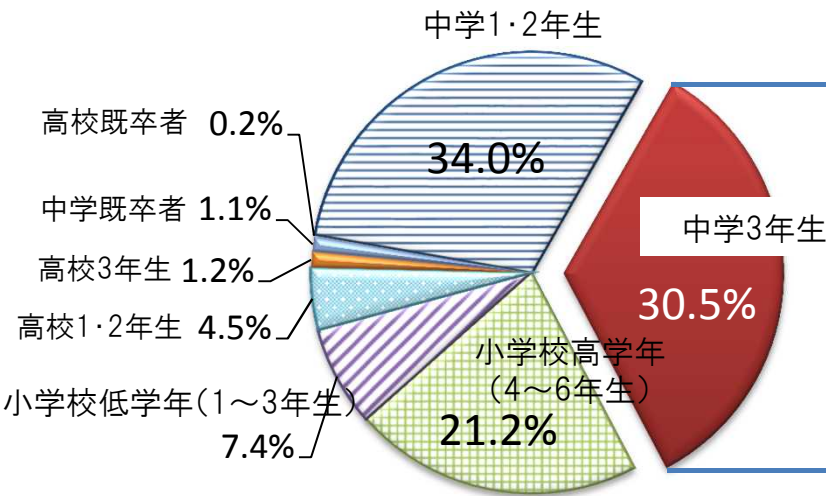
	学習支援	居場所の提供	高校中退防止	訪問支援
箇所数(拠点数)	950カ所			
年間実施回数	26,936回	19,124回	11,740回	26,614回
利用人数(実人数)	16,817人	6,548人	1,300人	4,930世帯

# 子どもの学習支援事業の利用状況

- 学習支援(学習教室や訪問形式)の参加者では、中学生(64.5%(うち中学1・2年生34.0%、中学3年生30.5%))が最も多い。
- 学習支援に参加した中学3年生のうち、高校進学した者は98.2%。
- 親支援の取組として、子どもの事業参加にあたり、親の自立相談支援機関への相談(登録)を必須としている自治体が約2割。一方、必須としていない約8割の自治体では、52人(実人数)の親を自立相談支援機関へ繋いだ。このほか、学習支援事業の中で926人(実人数)の親に対する支援が実施された。

## 5. 学習支援の参加者(学年別)

(n=16,817)



## 6. 中学3年生の進学状況

(n=4,796)

進学しなかった者

1.8%

進学した者

98.2%

(参考) 高校進学率  
 全世帯 98.8%(H27年度)  
 生活保護受給世帯 92.8%(H27.4.1時点)

## 7. 親支援の状況

(n=301)

親の自立相談支援機関への  
 相談(登録)を必須としている

19.3%

親の自立相談支援機関への  
 相談(登録)を必須としていない

80.7%

自立相談支援機関に繋げた人数

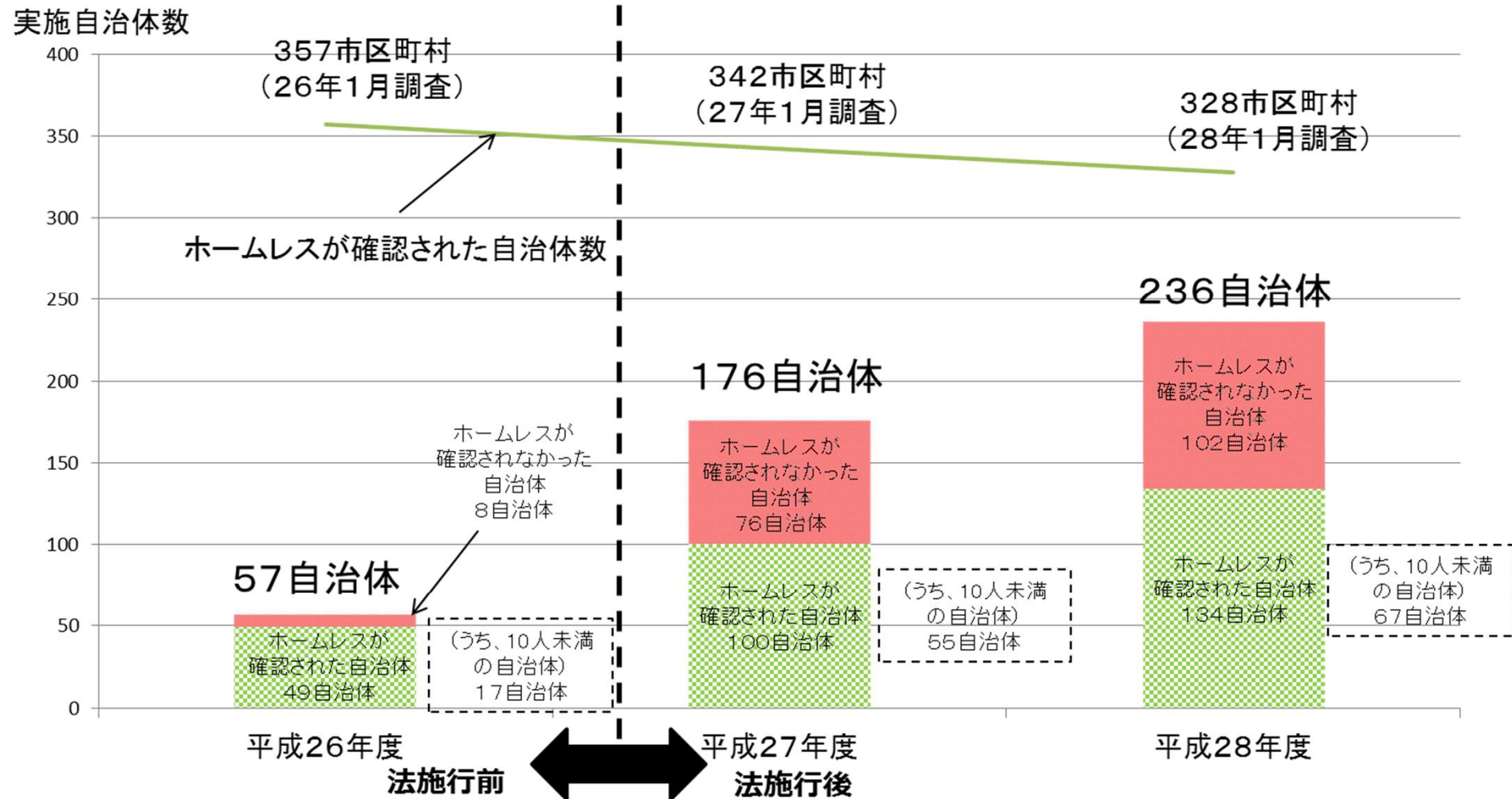
52

926

自立相談支援機関に繋げて  
 いないが、学習支援事業者が  
 親支援を行っている人数

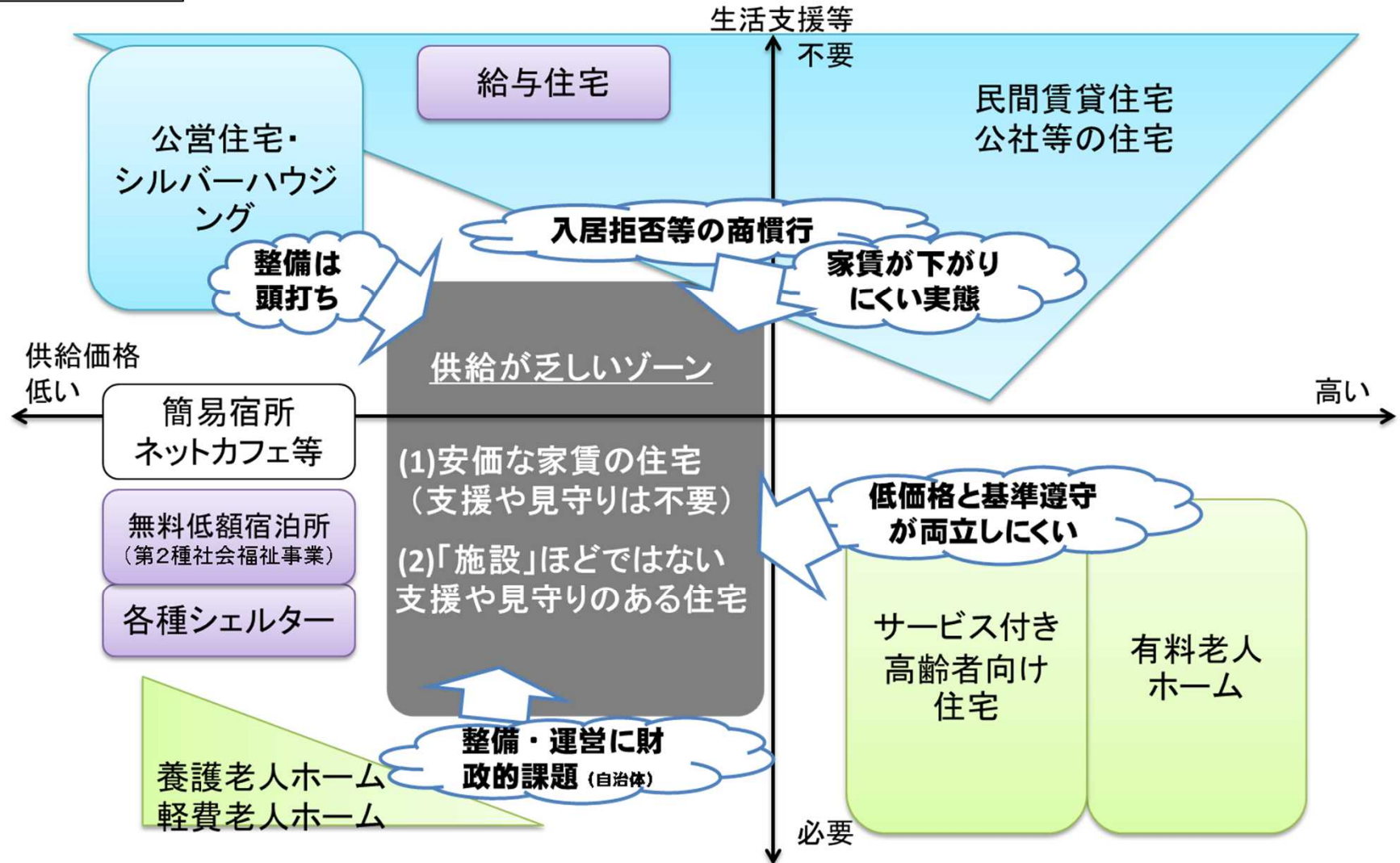
# 一時生活支援事業の実施状況

○ 一時生活支援事業の実施自治体数は、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向である中、大幅に増加している。特に、ホームレスが確認されなかった自治体・10人未満の自治体において取組が進んでいる。



# 居住に関する資源を巡る課題

平成27年度社会福祉推進事業  
「これからの低所得者等の支援のあり方に関する調査研究」報告書  
(株式会社野村総合研究所)より





# 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成29年4月26日公布 公布後6ヶ月以内施行)

## 背景・必要性

### ○ 住宅確保要配慮者\*の状況

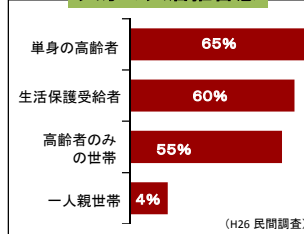
- 高齢単身者が今後10年で100万人増加 (うち民間賃貸入居者22万人)
- 若年層の収入はピーク時から1割減 (30歳代給与: <H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円 [▲12%])
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」(16%)
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43% (H26: 一人親世帯296万 ⇒ 夫婦子世帯688万円)
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

### ○ 住宅ストックの状況

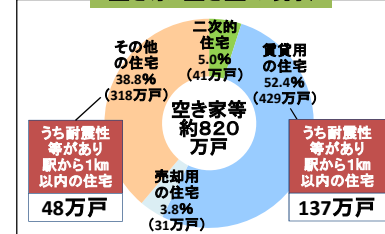
- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

\* 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など  
住宅の確保に特に配慮を要する者

### 大家の入居拒否感



### 空き家・空き室の現状



空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

## 法案の概要

○ 国の基本方針[既存]に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

### 登録制度の創設

#### ○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合(耐震性能、一定の居住面積等)
  - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
  - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

#### ○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

#### ○ 登録住宅の改修・入居への支援

- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

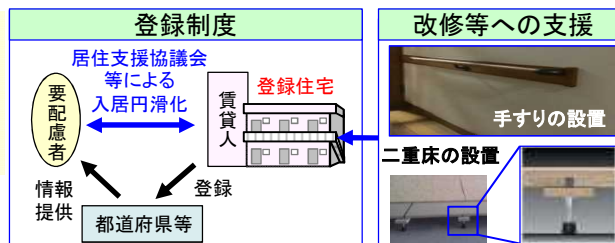
H29予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

- ①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)

登録住宅の登録戸数  
0戸 ⇒ 17.5万戸  
(年間5万戸相当)  
(2020年度末)



### 住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

#### ○ 居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

#### ○ 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

#### ○ 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付\*を推進

- ※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

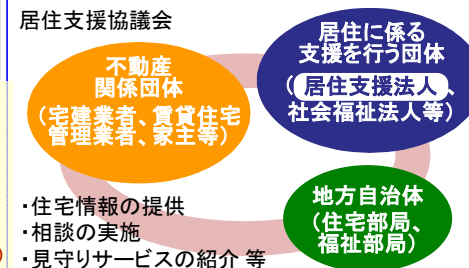
H29予算

居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

(KPI)

居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合  
39% (① 669+② 17=686 市区町村) (2016年)  
⇒80% (①+② ≥ 1,393市区町村) (2020年度末)

### 居住支援協議会による支援の強化



## 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

### 1. 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定【法律】

- ・国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定
- ・住宅確保要配慮者の範囲
  - 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯
  - 低額所得世帯(収入分位25%以下) - その他外国人世帯等

### 2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録【法律】 ※指定登録機関による登録も可能とする

- ・登録基準 - 耐震性能 - 一定の居住面積 等
- ※上記の供給促進計画により、登録基準の強化・緩和が可能
- ※共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の面積等の基準を設定予定

### 3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督【法律】

## 登録住宅の改修・入居への経済的支援

### 1. 登録住宅の改修に対する支援措置

#### ① 登録住宅に対する改修費補助【予算】(補助を受けた住宅は専用住宅化)

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金(制度の立上り期)の場合】: 国1/3 (国の直接補助) 【交付金の場合】: 国1/3+地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準(特に補助金の場合)について一定要件あり

#### ② (独)住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等【法律・予算】

### 2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置【予算】

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	② 入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2+地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり	

## 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

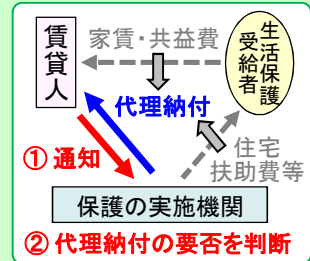
### 1. 都道府県による居住支援法人の指定【法律】

・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

### 2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談【法律】

### 3. 生活保護受給者の住宅扶助費等について賃貸人からの通知に基づき代理納付(\*)の要否を判断するための手続を創設【法律】

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと



### 4. 居住支援活動への支援措置等【予算】

補助対象	居住支援協議会等の活動支援 等
補助率	国 定額 (国の直接補助)

### 5. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

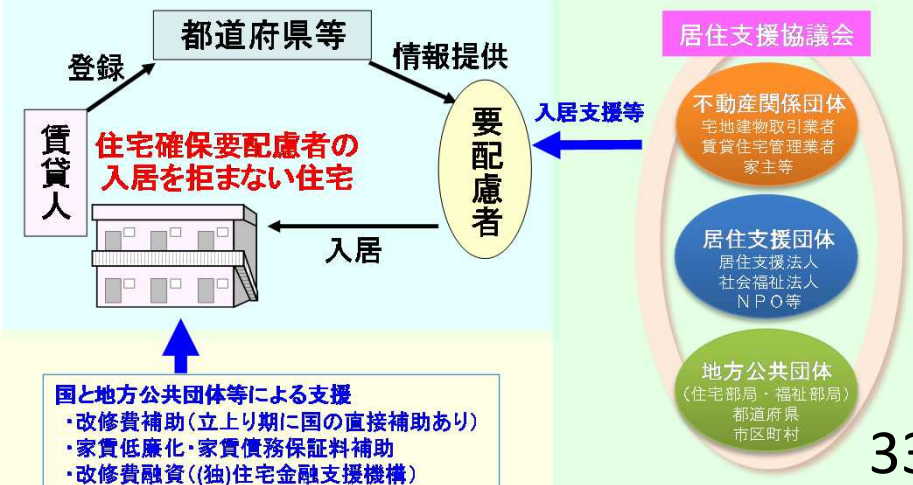
#### ① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加【法律・予算】

・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録(省令等で規定)

※ 登録要件等 - 社内規則等の整備、相談窓口設置 - 契約時の重要事項説明・書面交付 ほか

#### ② 居住支援法人による家賃債務保証の実施【法律】

## 新たな住宅セーフティネット制度のイメージ





# 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

## 構成員

### <厚生労働省>

社会・援護局長

社会・援護局

保護課長

地域福祉課長

地域福祉課 生活困窮者自立支援室長

障害保健福祉部長

障害保健福祉部 障害福祉課長

老健局長

老健局

高齢者支援課長

雇用均等・児童家庭局長

雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

### <国土交通省>

住宅局長

住宅局審議官

住宅局

住宅政策課長

住宅総合整備課長

住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長

安心居住推進課長

土地・建設産業局長

土地・建設産業局 不動産課長

## 開催状況

### ○第1回連絡協議会(平成28年12月22日)

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告 等

### ○第2回連絡協議会(平成29年2月27日)

- ・新たな住宅セーフティネット制度について
- ・生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理(案)について
- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の見直し等について 等



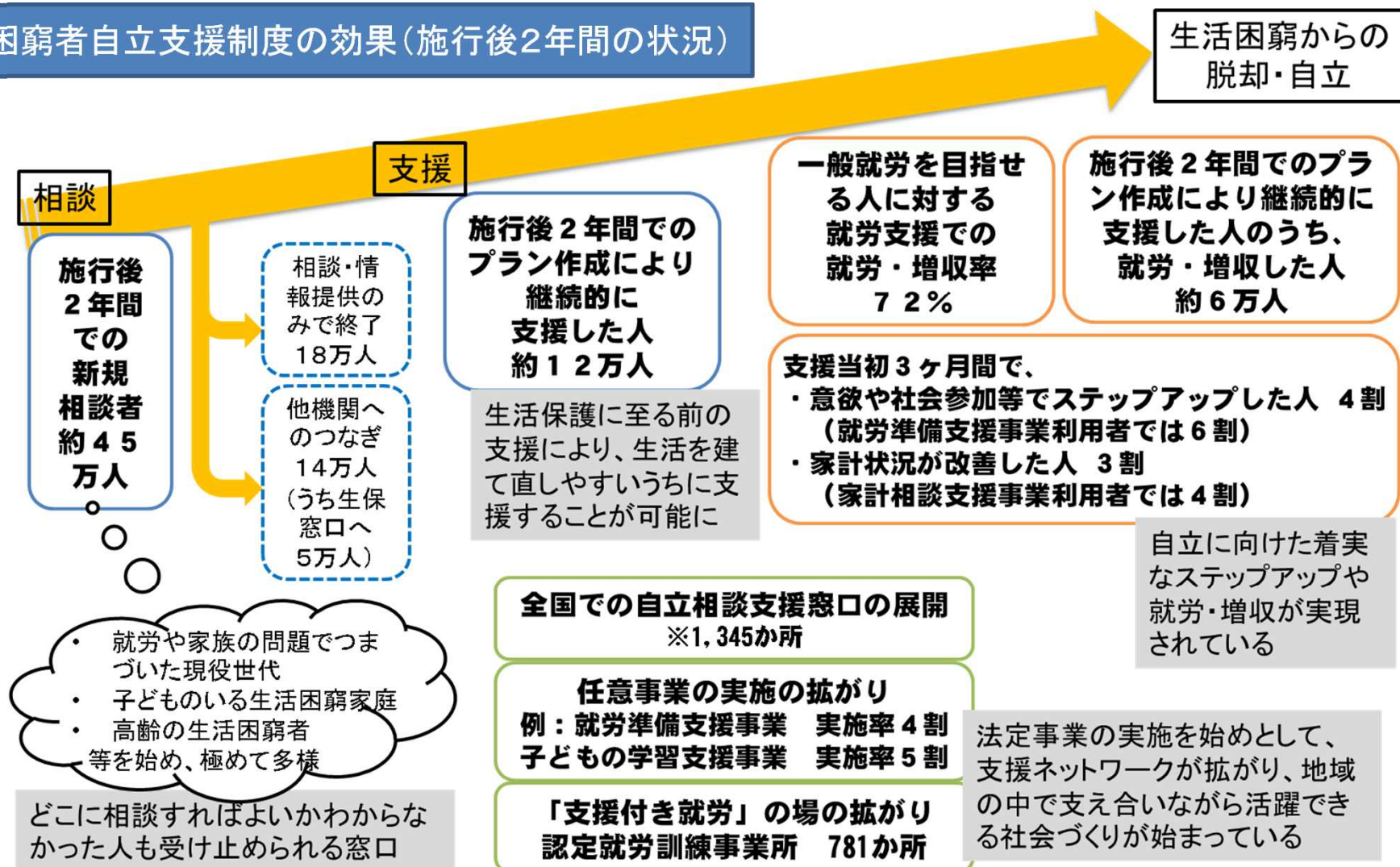
第1回連絡協議会の様子



# 「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」について(概要)

- 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」(座長:宮本太郎中央大学教授)において、「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」をとりまとめ。
- 今後、社会保障審議会に部会を設置し、この論点整理を踏まえた生活困窮者自立支援法の見直しについて検討を深める予定。

## 1. 生活困窮者自立支援制度の効果(施行後2年間の状況)



## 2. 今後さらなる対応を要する課題と主な論点

### まだ支援につながっていない生活困窮者への対応

- ・ 自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援することが必要
- ・ 経済的困窮かどうかに関わらず、すべての相談を断らないことを徹底することが必要

### 支援メニューの不足

- ・ 地域に就労の場等を求める取組は試行錯誤している自治体も多い段階
- ・ 就労準備支援・家計相談支援は、支援において不可欠だが、実施率は約3割～4割
- ・ 住まいを巡る課題への支援の不足
- ・ 当座の資金ニーズへの対応
- ・ 生活保護の支援との一貫性の確保の必要性

### 対象者に応じた支援の必要性

- ・ 貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応、高齢の生活困窮者への支援が社会的課題

### 自治体の取組のばらつき

- ・ 先進的に取り組む自治体と取組が脆弱な自治体の差の拡大

#### (1) 自立相談支援事業のあり方に関する論点

- ・ 自立相談支援事業において自治体が支援員をしっかりと配置できるような枠組みの必要性
- ・ 関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している人をしっかりと相談につなげる仕組みの必要性(生活保護、税部門、学校等)
- ・ 都道府県等の関係機関(地域自殺対策推進センター等)との連携強化
- ・ 法の対象者のあり方

#### (2) 就労支援のあり方に関する論点

- ・ 就労準備支援事業の必須化
- ・ 自治体における無料職業紹介の積極的な取組
- ・ 認定就労訓練事業所に対する経済的インセンティブ

#### (3) 家計相談支援のあり方に関する論点

- ・ 家計相談支援事業の必須化

#### (4) 子どもの貧困への対応に関する論点

- ・ 子どもの学習支援事業の内容の標準化と、貧困の連鎖防止のための総合的な事業としての再構築
- ・ 学習支援を世帯支援につなげる

#### (9) 支援を行う枠組みに関する論点

- ・ 制度理念の法定化、人材養成研修のあり方
- ・ 基礎自治体を支援する都道府県の役割、町村部の施行に町村役場が当事者として参画する枠組みの必要性
- ・ 社会福祉法人が行う生活困窮者に対する支援との連携

#### (5) 一時生活支援のあり方に関する論点

- ・ 一時生活支援事業の広域実施推進

#### (6) 居住支援のあり方に関する論点

- ・ どのような居住支援が考えられるか
- ・ 新たな住宅セーフティネットの活用

#### (7) 高齢者に対する支援のあり方の論点

- ・ 高齢者への就労、居住支援
- ・ 高齢期になる前の予防的支援

#### (8) 関連する諸課題に関する論点

- ・ 生活福祉資金の貸付要件等の見直し
- ・ 生活保護との間での支援の一貫性の確保



# 生活困窮者自立支援法の見直しについて

## 1. これまでの経過

- 生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)附則に定める施行3年後の検討規定、「経済・財政再生計画改革工程表」を踏まえ、検討を開始。
- 昨年10月から「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会」を開始し、本年3月までに全7回開催。

### ○生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第五号)附則 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ○経済・財政再生計画 改革工程表(抄)

平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)。

## 2. 論点整理検討会の構成

※五十音順、敬称略

相澤 照代	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
大津 和夫	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
奥田 知志	認定NPO法人抱樸(ほうぼく) 理事長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
田中 弘訓	高知市福祉事務所長
長岡 芳美	山形市社会福祉協議会 事務局長
西岡 正次	A' ワーク創造館 就労支援室長
野溝 守	埼玉県老人福祉施設協議会 副会長
前神 有里	一般財団法人地域活性化センター クリエイティブ事業室長
(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部 教授
森脇 俊二	氷見市社会福祉協議会 事務局次長
山本 英紀	長野県健康福祉部長
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長
渡辺 ゆりか	一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事
和田 敏明	ルーテル学院大学 名誉教授